

議題 4

議案第17号

令和3年5月26日提出

広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）及び
広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について

のことについて、別紙1及び別紙2のとおり定める。

広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）用
教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、各学校が専門的な調査研究に基づき選定・申請した教科用図書について、各学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与するようないようとする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

令和3年5月 日教育委員会議決

広島市立広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われないフレキシブル課程としての特色を踏まえ、生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が専門的な調査研究に基づき選定・申請した教科用図書について、学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することができないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

令和3年5月 日教育委員会議決

広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）

における教科用図書採択の手順

